

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地

氏 名 株式会社 鵜商
代表取締役 鵜崎 勝一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 9月 3日

許可の有効年月日 令和10年 7月31日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 燃え殻
 - 汚泥(#1)
 - 廃油
 - 廃酸
 - 廃アルカリ
 - 廃プラスチック類(*) (#1)
 - 紙くず
 - 木くず
 - 繊維くず
 - 動植物性残さ
 - ゴムくず
 - 金属くず(#1)
 - ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
 - がれき類(*)
 - 以上14種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 3年 2月 4日	指令北環第26-215号	新規許可
平成11年 9月21日	指令北環第2-79号	変更許可（種類の追加）
平成24年 3月24日	指令産廃第8-162号	変更許可（3種類の石綿含有産業廃棄物の追加）
令和 3年 9月 3日	指令産廃第9-591号	更新許可（優良認定）
令和 3年 9月 3日	指令産廃第8-45号	変更許可（1種類の水銀使用製品産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)